

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	高島 (高島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・市有地である炭鉱住宅解体跡地を利用して、高島フルーティートマトの施設栽培を行っており、企業参入により経営がなされている。
 ・島の大半が公有地であり、個人所有の農地は極めて小規模である。
 ・近隣住民の農業体験の場として、高島市民農園がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・高島フルーティートマトの安定した生産を目指すほか、島で栽培できる新たな品目を検討する。
 ・農業の担い手として島内外の住民の雇用等を促し、移住も含めた島の活性化につなげていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・営農を維持しつつ、所得向上を図ることで、基本構想水準への到達を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現在の耕作地が市有地であるため、農地中間管理機構の活用については長崎市と調整しながら検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既存施設の適正管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・島内外の住民を雇用を促すほか、グリーンツーリズム団体等の他分野との連携も検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動に加え、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。
- ⑧環境制御装置等の活用を進め、施設園芸の高度化を図る。